

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望する方は、必要な書類を提出してください。

令和 5 年 2 月 20 日

契約事務受任者

名古屋市財政局長 鈴木 峰生

1 事業の概要

- (1) 業 務 名 市有地売却事業に係るパートナー事業者の募集
- (2) 業務内容 「市有地売却事業に係るパートナー事業者の募集要項」（以下「募集要項」という。）及び「市有地売却事業に係るパートナー事業者の募集仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 履行期間 協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとししない者であること。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から事業者選定までの間に指名停止の期間が経過していないこと。

ない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から事業者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- (7) 本プロポーザルの公告の日から事業者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (8) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市財政局財政部資産経営戦略室
(名古屋市役所本庁舎 3 階)
電話 052-972-2318 FAX052-972-4122
メールアドレス a2318@zaisei.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項等の入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードする。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/zaisei/page/0000125453.html>

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 1）

- a 過去の実績に関する書類（様式 2）
- b 業務実施体制（様式 3）
- c 提案書①（様式 4）
- d 提案書②（様式 5）

(イ) 現在事項全部証明書（発行後 3 か月以内のもの） 1 通

(ウ) 法人役員に関する調書（様式 6）

(エ) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類（納税証明書等）

ただし、(イ)により確認が可能な場合は、これに代えることができる。

イ 提出期限 令和 5 年 3 月 16 日 午後 5 時 30 分まで

ウ 提出場所 (1) に同じ

エ 提出部数 5 部（正本 1 部、副本 4 部）

オ 提出方法 持参又は郵送（書留や簡易書留等の郵便局において引き受け及び配達記録が残る手段に限る。）による

（４）募集要項、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式 7）に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 （１）に同じ

イ 質問の受付期間 令和 5 年 2 月 20 日から令和 5 年 3 月 6 日まで

ウ 質問に対する回答は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載するとともに、質問者に対してファックス又は電子メールにより回答する。

４ 審査の手續及び認定候補者の選定

企画提案書等の審査は、本市職員のうちから選任する「市有地売却事業に係るパートナー事業者評価委員」が行い、最も優れている提案者を認定候補者として選定し、協定締結に向けた手続きを行う。

５ その他

（１）無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

（ア）本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

（イ）企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

（ウ）募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

（エ）審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、認定候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

（２）企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）提出期限後は提出した企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。（本市から指示があった場合を除く。）

（４）その他詳細は、募集要項及び仕様書による。